

一般廃棄物処理業許可業者 連絡調整会議

平成28年12月20日(火) 午後3時から

水俣市環境クリーンセンター
(広域クリーンセンター2階大会議室)

一般廃棄物処理業(収集運搬業・処分業)の許可申請、更新許可申請、事業範囲の変更許可申請及び変更・廃止届について

(1) 水俣市一般廃棄物処理業の新規許可について

※ 現在、本市における一般廃棄物処理は、市(委託を含む。)及び既存の許可業者での対応で支障がないため、「市一般廃棄物処理基本計画及び実施計画」に基づき、循環型社会の構築及び廃棄物の減量、再生利用の促進に寄与する特定の事業所(処理困難物(古タイヤ、スプリングマットレス等)、コンビニ本部一括処理、自販機ベンダー回収等)の事業所系一般廃棄物を取扱う許可以外は、原則、認めていません。

水俣市において、一般廃棄物処理業(収集運搬・処分)を行う場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)」第7条の規定に基づき、水俣市長の許可を受ける必要があります。ただし、以下の場合については許可の必要はありません。

- ① 事業者自ら運搬する場合
- ② 専ら再生利用の目的となる古紙、紙くず、空きびん、古繊維のみの収集又は運搬を業として行う場合
- ③ その他環境省令で定めるもの

(2) 水俣市一般廃棄物処理業許可の更新について

一般廃棄物処理業の許可の有効期間は2年間で、この期間を経過するとその許可は失効しますので、許可の更新申請書の提出が必要になります。

(3) 事業範囲の変更許可申請又は変更届について

水俣市の一般廃棄物処理業の許可業者において、**事業の範囲(取扱う廃棄物の種類、処分の方法等)**を変更しようとする場合には、事前に法第7条の2第1項の規定に基づく**「事業範囲の変更許可」**が必要となりますので、**変更しようとする日の1月前までに「事業範囲の変更許可申請書」**を提出されるようお願いいたします。

また、事業範囲以外の許可内容に変更があったときは、同条第3項に基づく「変更届」が必要になりますので、変更のあった日から10日以内に「変更届」を提出されるようお願いいたします。

【変更届(法第7条の2第3項)の対象となる事項】

- ① 氏名又は名称
- ② 法定代理人、役員、政令で定める使用人等(※詳細は、事前に確認してください。)
- ③ 事務所、事業場の所在地
- ④ 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造・規模

(4) 廃止届について

事業の全部又は一部を廃止したときは、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければなりません。

(5) 欠格要件該当届について

許可業者が、法第7条の2第4項に規定する欠格要件に該当するに至ったときは、2週間以内に、その旨を市町村長に届け出なければなりません。

収集・運搬の許可基準(守らなければならないこと)

1 許可車両、収集運搬容器について

- ア 一般廃棄物が飛散、流失しないようにすること。
- イ 収集運搬に伴う悪臭、騒音、振動が生じないように必要な措置を講ずること。
- ウ 過積載を行わないこと。
- エ 一般廃棄物以外の廃棄物を混載しないこと。

違反した場合は、許可の取り消し、事業の停止又は搬入停止等を行うことがありますのでご注意ください。

2 許可証の掲示について

許可証は、事務所の見える所に掲示し、その写しを運搬車両等に常備してください。

3 水俣市環境クリーンセンターへの搬入について

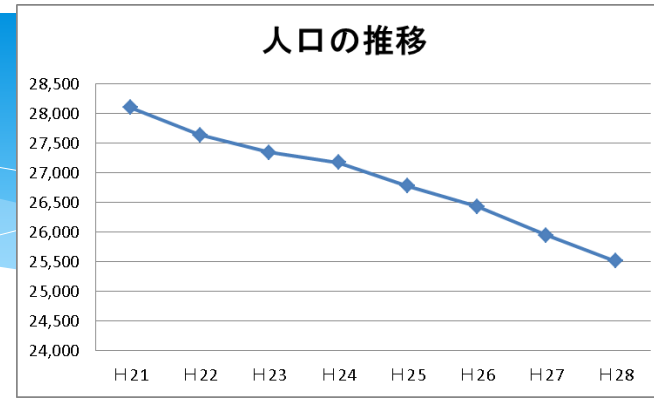
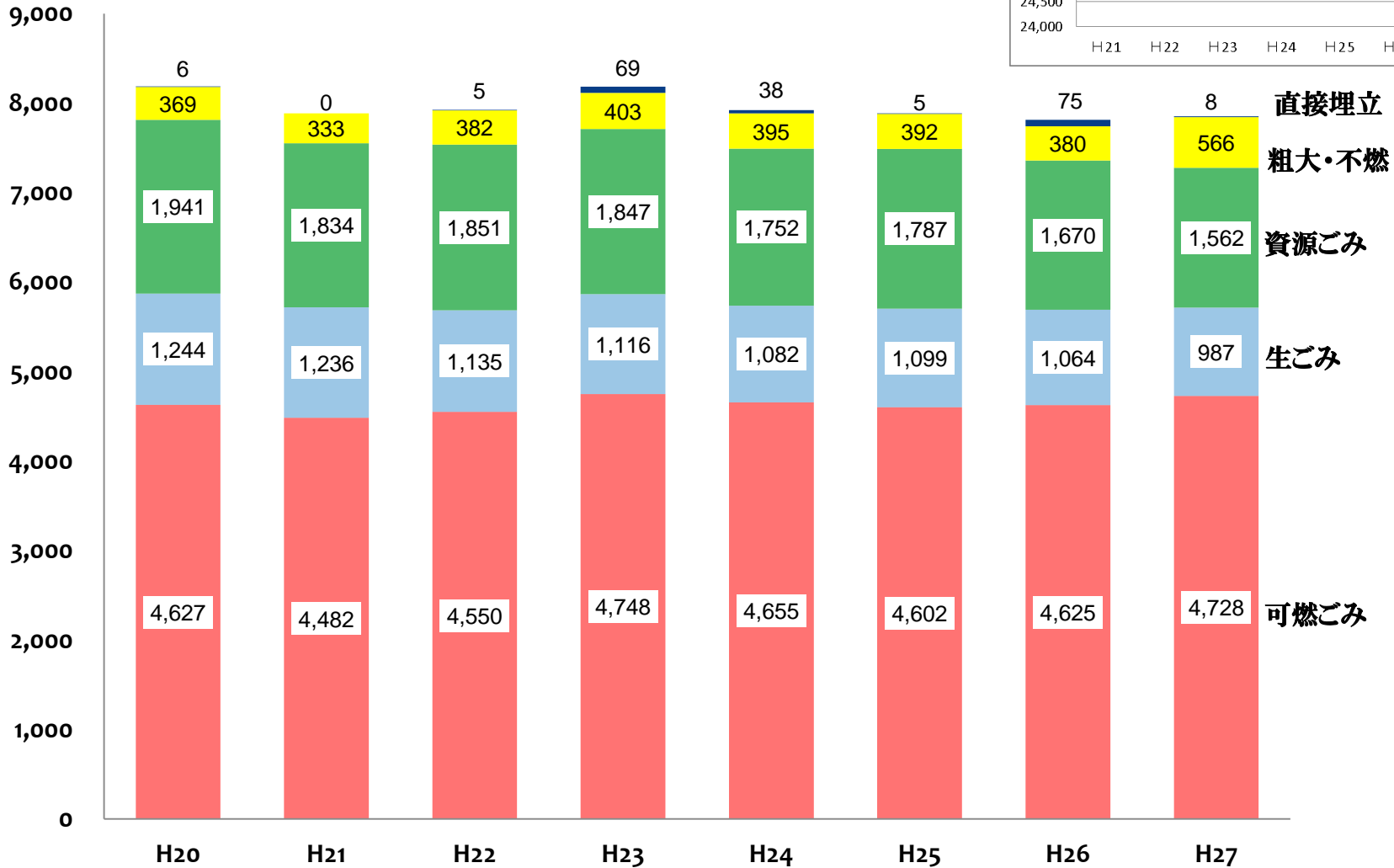
- ア 廃棄物搬入基準、受入基準を遵守すること。
- イ 水俣市以外の廃棄物(資源物)は、絶対に搬入しないこと。
- ウ 係員の指示及び注意事項を遵守すること。
- エ 随時、搬入物の検査を行うので、これに協力すること。

違反した場合は、許可の取り消し、事業の停止又は搬入停止等を行うことがありますのでご注意ください。

- ◆ 変更許可申請や変更届については、添付書類等、準備していただく必要がありますので、事前に御相談ください。
- ◆ 更新の手続きは1か月前からできますので、有効期限を過ぎることなく、早めに申請していただくようお願いします。
- ◆ 詳しくは、次の市のホームページで御確認ください。 <http://118.22.15.147/2832.html>

事業所ごみ(事業系廃棄物)の適正処理について

水俣市のごみの推移



2割を占める事業系廃棄物

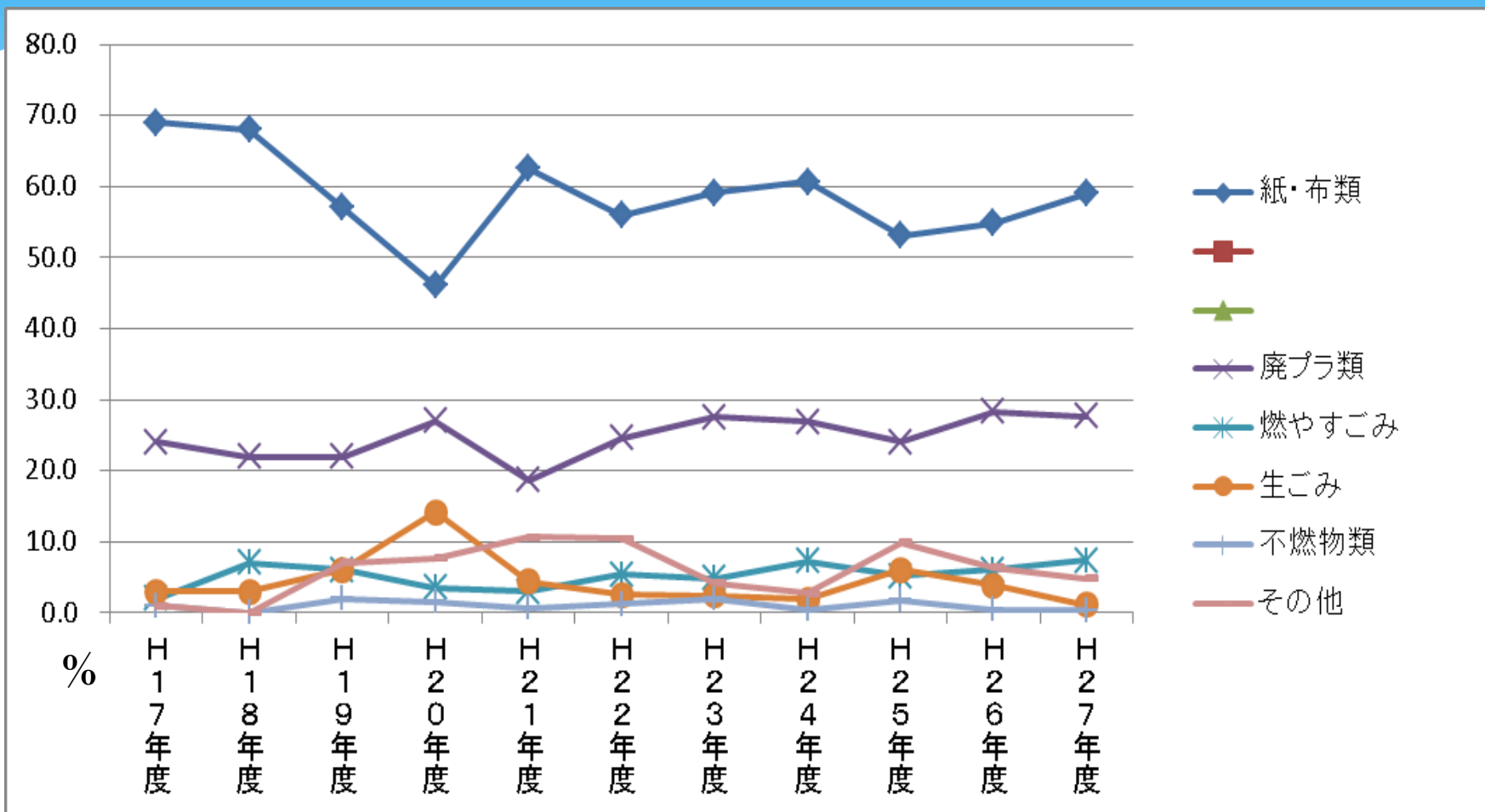
平成27年度 水俣市一般廃棄物搬入実績

単位(t)

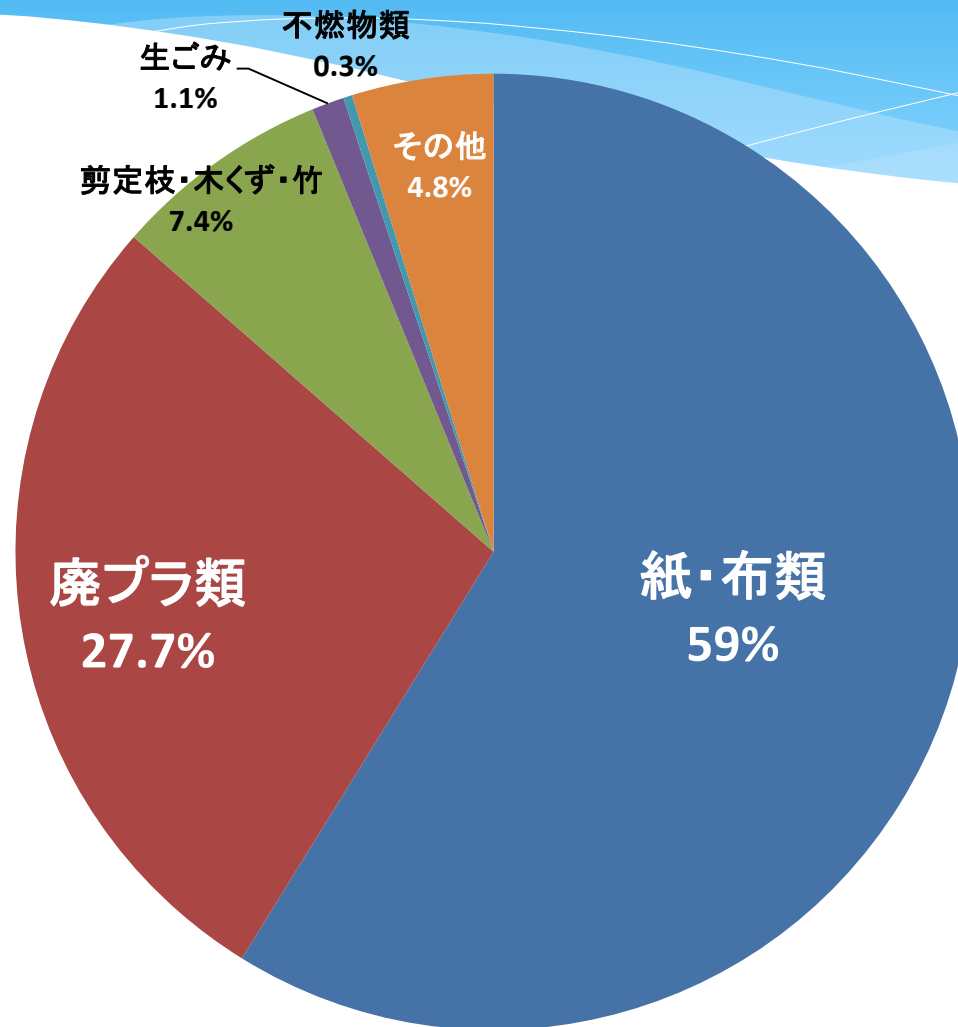
種別	総量	家庭系	事業系	事業系率
可燃ごみ	4,728	3,528	1,200	25.4%
生ごみ	987	768	219	22.2%
資源ごみ	1,562	1,465	97	6.2%
粗大・不燃ごみ	566	457	109	19.3%
	7,851	6,218	1,633	20.8%

ごみの組成分析結果

(水俣芦北広域クリーンセンター調査結果)



平成27年度



市及び広域行政事務組合の処理施設の受入基準等(H28年4月1日現在)

区分	事業系 可燃ごみ	事業系 資源ごみ	事業系 粗大ごみ	手数料
水俣市環境クリーンセンター(資源化施設及び粗大ごみ処理施設)	/	従業員の飲食に伴い生じた空き缶、空きびん、ペットボトル、プラ製容器包装など	木製の家具(縦横高さがそれぞれ2m以内で、金属・プラスチック等が付いていないもの)	焼却処理を要しないもの1kg当たり3円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額
水俣芦北広域クリーンセンター(可燃ごみ焼却(溶融)施設)	再生できない紙類・繊維くず、はぎれ、剪定枝、草木類等、リサイクルできない一般廃棄物(可燃ごみ)	/	/	30kgまでは、300円、30kgを超える場合は、30kgごとに300円を加算して算定した額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額

※ 廃棄物処理法第7条第12項で、収集運搬の許可及び処分の許可を受けた者は、市の定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないこととされています。

※ 本市の場合、事業系一般廃棄物の収集・運搬手数料については、市条例の定めはないが、上記のとおり「処分」については手数料の定めがある。

事業所ごみ(資源物を含む。)の受入れ基準について

主な産業廃棄物 (すべての業種、事業所)	本市における現在の対応状況等
廃プラスチック類 (容器包装プラスチック含む)	現在、資源物として受け入れているが、本来、産業廃棄物のため、今後、見直し予定
廃食用油(廃油)	同上
ゴムくず	同上
金属くず	同上
ガラスくず	同上
空びん	同上

動植物性残さ(生ごみ)	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物は、産業廃棄物、それ以外の業種の場合、一般廃棄物
木くず、紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)等、一部の特定業種から出る場合は、産業廃棄物、それ以外の業種の場合、一般廃棄物

市の処理施設（クリーンセンター）における 「あわせ産廃」の処理について

（※廃棄物処理法第11条第2項に基づく市町村の任意事務）

市の処理計画で定める分別方法に基づいて分別された次に掲げる少量（概ね**1日300kg以内**）の産業廃棄物（事業系資源物）

従業員**の飲食等**に伴い発生する**家庭ごみ**と**同一の性状のもの**

- ①飲料用空缶
- ②空きびん
- ③容器包装プラスチック
- ④ペットボトル

これ以外の産廃
（金属くず、廃プ
ラ等）は、処理
できる業者へ！

可燃ごみへの異物混入について

分別ができていない場合は受入れしません。




契約先から持ってきては行けません！

黒い袋や米袋、肥料袋等で中身が確認できない袋に入れてあるものもの





ある事業所が持ち込んだ事業系廃棄物



家電リサイクル法
の対象品目であ
る冷蔵庫を**違法**
に解体し、搬入し
たもの

飲食店(レストラン)から持ち込まれた 大量の業務用プラ製容器(豆腐パック、弁当容器等)



指定法人(容器包装リサイクル協会)が各市町村からの委託を受けて引取る容器包装は、**家庭から排出される容器及び包装**であり、飲食店等の事業所から事業活動に伴い排出される容器包装プラは、指定法人ルート(容器包装リサイクル協会)に出せない**基準不適合物**です！

(※一般廃棄物処理施設である市の施設では、本来、受入れできない**産業廃棄物**です。)

搬入物展開検査の実施

検査において搬入不適物が発見された場合、収集業者から事情聴取のうえ指導を行うとともに、ごみを排出した事業者に対して、事業系廃棄物の処理状況の確認、一般廃棄物・産業廃棄物の適正区分・適正処理などについて個別訪問指導等を実施します。



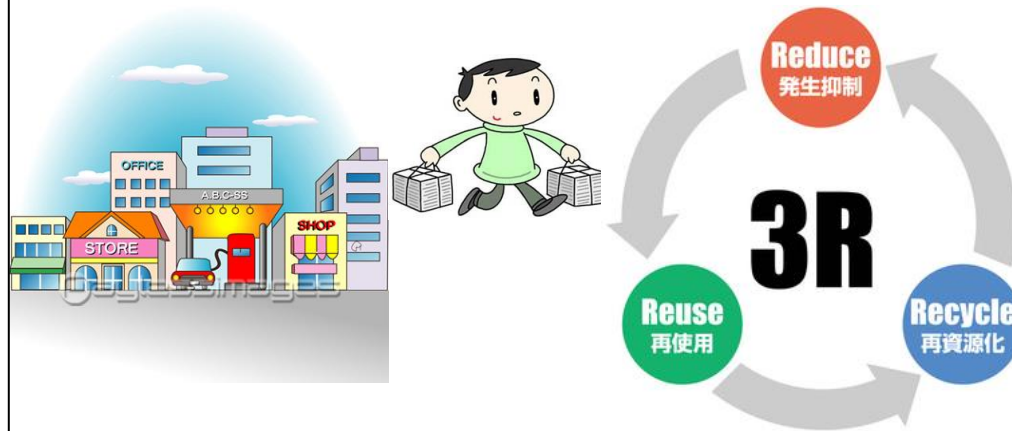
抜き打ちで行
います！

(未定稿)

水俣市内の事業所の皆さんへ

事業所ごみ(事業系廃棄物) 適正処理ガイドブック

市民・事業者・行政が一体となって取組む
ゼロ・ウェイスト(ごみゼロ)のまちづくりに向けて



平成28年10月

水俣市環境クリーンセンター¹⁸

目次

- 1 事業者の責務・・・・・・・・・・P1
- 2 廃棄物とは？・・・・・・・・・・P3～P6
- 3 適正な廃棄物の処理と委託の流れ・・・・・・・・P7
- 4 事業所ごみ・資源物の分け方と出し方・・P8
 - (1) 事業系一般廃棄物の処理方法・・・P9
 - (2) 産業廃棄物の処理方法・・・・・・・・P10
 - (3) 資源物の処理方法・・・・・・・・P11～12
- 5 よくある問合せQ&A・・・・・・・・・・P13～15
- 6 水俣市一般廃棄物収集運搬・処分許可業者一覧・・・P16

1 事業者の責務(自己処理責任等)

事業者には、その事業活動に伴って生じた廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で、**自己処理責任等**が次のように定められています。

☆ポイント①

自己処理責任

- ① 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

自ら処理できない場合は、許可業者に委託

- 事業所から排出されるごみは、市では収集しません。
 - ★ 事業所のごみを各自治会等で設置・管理している可燃ごみ及び資源ごみステーションに出すことは法律違反に当たる場合があります！

古紙類のリサイクル

ごみ減量とリサイクルの主役は、「紙ごみ」！！

事務所から出る多量の紙ごみや、流通業(小売店)の段ボール等は、分別の徹底によって減量効果が大きく見込めます。1kgの紙パックは約5個のトイレトーパーに再生されます。

一般的な分別は、新聞・チラシ、段ボール、雑誌、OA用紙、紙パック等ですが、分別方法や回収頻度等は業者と相談してください。



■ 受入れ先

市内の一般廃棄物収集運搬許可業者及び民間の古紙回収業者になります。事前に各業者へ御相談ください。

※ 広域クリーンセンター(焼却施設)では、資源化できる古紙類は、原則、受入れできません。
また、市環境クリーンセンター(資源化施設)でも、少量排出事業所(1日100kg以下)以外の事業所から排出される古紙類は、原則、受入れできません。

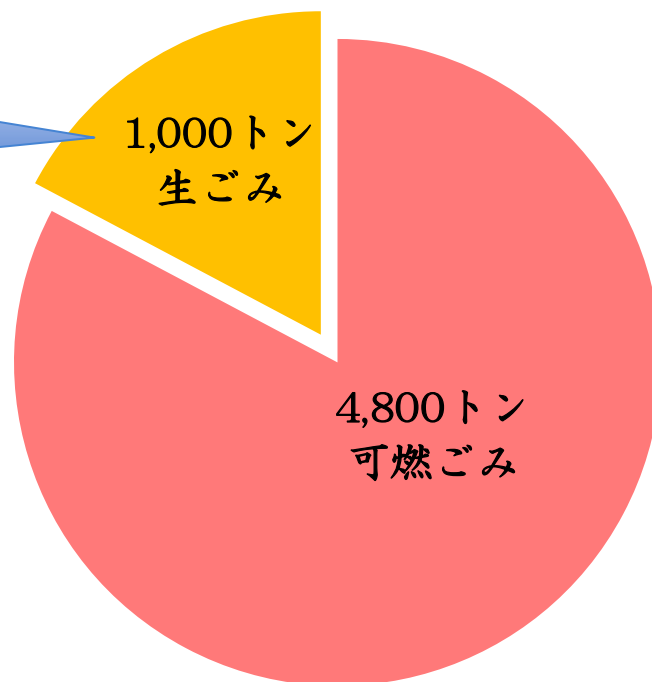
生ごみの搬入について

生ごみの80%は水分です。委託を受けた事業所には、水切りをお願いしてください。

生ごみの処理には、25円/kgの予算(税金)がかかっています。

うち、事業系の生ごみが
約200t

平成27年度
可燃ごみ及び
生ごみの処理量実績



注意!

食品製造・加工業から出る生ごみは、**産廃です!**

コンビニのごみはどうなるの？

有価物とならないものについては、ペットボトル、空き缶、プラスチックごみは、産業廃棄物(廃プラスチック類、金属くず)に該当し、コンビニエンスストアが排出事業者となります。

紙ごみについては、事業系一般廃棄物です。



容器は容器包装プラで産廃廃棄物になりますのでクリーンセンターへは持ち込めません。

残飯は生ごみとして分別してクリーンセンターに持ち込めます。



プラ製容器包装分別での注意点(変更点)

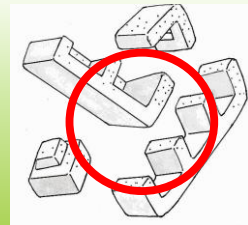
ポンプ、ノズルの部分も容器包装プラで出すことができます。

※ただし、容器本体から外して、軽く水洗いする。

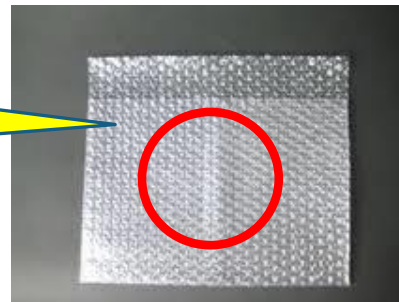


発泡スチロール製の緩衝材等も容器包装プラです！

(ただし、立方体状、板状であって、段ボール箱等と一体となって「物を入れ、または包むもの」の形状を構成していると解されるもの)



緩衝材(プチプチ)も容器包装プラで出すことができます。



平成28年度一般廃棄物処理計画(抜粋)

種 別	(単位:t)	
	H27	H28(計画)
可燃ごみ	4,728	4,500
生ごみ	987	1,000
資源ごみ	1,562	1,600
粗大・不燃	566	400
直接埋立	8	30
搬入量 合計	7,851	7,530
埋立量	634	600
資源化量	2,904	2,849
リサイクル率	37.0%	37.8%
人口(人)	25,944	25,944
1人当たりのごみ量(kg/人)	303	291
1人当たり1日あたり(g/人/日)	830	797
決算額又は予算額(ごみ処理費) 千円	502,436	513,615

平成28年度一般廃棄物処理資源化計画

品 目		重量(kg)	
		H27	H28
有 価 物	生きびん	20,759	20,000
	雑びん	184,052	190,000
	新聞	299,260	
	段ボール	136,010	800,000
	雑紙	349,820	
	布類	156,660	150,000
	アルミ缶	43,869	45,000
	スチール缶	28,770	35,000
	Bプレス	84,260	90,000
	ペットボトル	54,550	60,000
	ペットボトルのふた	1,312	1,500
	電気コード	2,890	3,000
	鉄くず	13,330	6,000
	食用油	4,278	4,000
	その他プラ	3,993	4,000
牛乳パック	123		
逆 有 償	生ごみ	977,150	1,000,000
	容器包装プラ	145,780	140,000
	小型家電	450	1,500
	乾電池	14,690	12,000
	蛍光管	4,917	7,000
	木くず・コンクリート	111,600	0
可燃物 ⇒ 溶融スラグ④		265,427	270,000
資源化量 合計		2,903,950	2,839,000